

項から六の項まで、八の項及び二三の項の第一欄に掲げる汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる別表第一の二の項から六の項まで、八の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各項の第一欄に掲げる

9
令第六条の五第一項第三号リ(2)の環境省令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニル汚染物の焼却により生じた燃え殻、汚泥又はばいじんに含まれる別表第一の人の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとする。

10 令第六条の五第一項第三号の同号イ(一)に規定する燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準別表第六の一の項の第一欄に掲げる燃え殻又はばいじんを処分するために処理したものに含む

に係る環境省令で定める基準は、別表第六の七の項の第一欄に掲げる産業廃棄物にあつては当該産業廃棄物に含まれる同項の第二欄に掲げる物質について同項の第三欄に掲げるとおりとし、同号イ(5)の指定下水汚泥を処分するために処理したものにあつては当該産業廃棄物に含まれる別表第一の七の項の第一欄に掲げる物質について同項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ツの括弧内の環境省令で定める基準以外の同号ツの環境省令で定める基準は、同号イ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもので同号ツの括弧内の環境省令で定める基準に適合しないものを処分するために処理したもの(うち、汚泥であるものにあつては同号

第四条 前三条に規定する基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値に

この府令は、昭和四十八年三月一日から施行する。

第六六号
この府令は、昭和四十九年十月三十日から施行する。

（昭和五一年二月二六日総理府令
第四号）

附 則 (昭和五二年三月一四日總理府令
第三号)

行する
附 則 (昭和五五年一〇月二一日總理府
令第四八号)

第一条 この府令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び毎年汚染及び海上災害の妨

（昭五十五年政令第二百五十五号）の施行の日から施行する。

令第六条の五第一項第三号イ(6)の環境省令で定める基準は、該当産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに、対応する同項の第二欄に掲げるとおりとする。
令第六条の五第一項第三号イ(7)の鉱さいに係る環境省令で定める基準は、該当鉱さいに含まれる別表第一の一の項から三の項まで、五の項、六の項及び二三の項の第一欄に掲げる物質ごとに、対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。
令第六条の五第一項第三号チの環境省令で定める基準は、該当産業廃棄物に含まれる別表第一の一の項の第一欄に掲げる物質ごとに、第一欄に掲げる物質ごとに、対応する当該各項の第二欄に掲げるとおりとする。

するためには、別表第五の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる物質について、同項の第三欄に掲げるとおりとする。
令第六条の五第一項、第三号ナの汚泥に係る環境省令で定める基準は、別表第五の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる汚泥にあつては、当該汚泥に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ことに、それぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥に含まれる別表第一の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる物質ことに、それぞれ当該各項の第二欄に掲げるとおりとし、同号ナの汚泥を処分するために処理したものに係る環境省令で定める基準は、別表第六の九の項から二二の項まで、二四の項及び二五の項の第一欄に掲げる汚泥を処分するために処理したものにあつては、当該産業廃棄物に含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各項の第三欄に掲げるとおりとし、指定下水汚泥を

この府令は、昭和五十一年三月一日から施行する。
附 則（昭和五二年三月一四日總理府令第三号）
この府令は、昭和五十二年三月十五日から施行する。
附 則（昭和五五年一〇月二一日總理府令第四八号）
(施行期日)
第一條 この府令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百五十五号）の施行の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に存する水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第一第六十五号及び第六十六号に掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しく

第一条 この府令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和五十五年政令第二百五十五号)の施行の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に存する水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第一第六十五号及び第六十六号に掲げる施設並びにこれらの施設を有する工場若しく

備考	第一欄		第二欄		第三欄	
	二	一	有機性の汚で い又は水溶性の 無機性の汚 でい（水溶性の ものを除く。）	銅又はそ の化合物	亜鉛又はそ の化合物	試料一キログラムにつき銅三 千ミリグラム以下
	ふつ化物	亜鉛又はそ の化合物	銅又はそ の化合物	亜鉛又はそ の化合物	試料一キログラムにつき銅三 千ミリグラム以下	試料一キログラムにつき銅三 千ミリグラム以下
	グラム以下	ム以下	五十ミリグラム ルにつき五 素百五十ミリ グラム以下	ム以下	ム以下	ム以下

この表に掲げる基準は、改正後の総理府令第三条の規定に基づき環境庁長官が定める方法によりこの表の各項の第一欄に掲げる汚でいに含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質を検定した場合（この表の二の項に掲げる汚でいにあつては事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚でい、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設を有する工場又は事業場において生じた汚でいに含まれる附則別表の一の項及び二の項の第二欄に掲げる物質に係る廃棄物の処理及び清掃に関する規定基準を定める総理府令（以下「改正後の総理府令」という。）第一条第十項の規定にかわらず、附則別表の第一欄に掲げる汚でいの区分に応じ、当該汚でいに含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとに対応する当該各項の第三欄に掲げるとおりとする。

前項に規定する基準は、改正後の総理府令第三条の環境庁長官が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

は溝出させた場合における当該物質に対応する当該各項の第三欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

1 この府令は 平成十二年一月十五日から施行する。
(経過措置)

定基準省令」という。第三条第十二項及び第十三項(ダイオキシン類に係る部分に限る。以下同じ。)の規定は、適用しない。

備考	二		一 第一欄	
	無機性の汚で い（水溶性の ものを除く。）	有機性の汚で い又は水溶性 の無機性の汚 でい	銅又はその 化合物	鉛又はその 化合物
ふつ化物	物 そ の化 合 物	亜 鉛 又 は そ の化 合 物	物 そ の化 合 物	鉛 又 は そ の化 合 物
グラム以下	ム以下	五十ミリグラム	ム以下	鉛千ミリグラム
素百五十ミリ ルにつきふつ	検液一リット ル	ルにつき亜鉛	検液一リット ル	試料一キログラムにつき銅

2 構に付けるとおりとする。
前項に規定する基準は、改正後の總理府令第三条の環境庁長官が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

は事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚で、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設を有する工場又は事業場において生じた汚で、いに含まられる附則別表の一の項及び二の項の第二欄に掲げる物質に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第三号ロ(9)の総理府令で定める基準は、この府令の施行の日から一年間は、改正後の金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(以下「改正後の総理府令」という。)第一条第十項の規定にかかるわらず、附則別表の第一欄に掲げる汚で、いに応じ、当該汚で、いに含まれる当該各項の第二欄に掲げる物質ごとに對応する当該各項の第三欄に掲げる物質ごとに對応する当該各項の第三

は溶出させた場合)における当該物質に対応する当該各項の第三欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

附 則 (平成元年九月一八日總理府令第
四九号)
この府令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年八月二七日總理府令第
四〇号)
この府令は、平成二年十月一日から施行する。

附 則 (平成四年七月三日總理府令第三
九号)
この府令は、平成四年七月四日から施行する。

（経過措置）
この府令は、平成十二年一月十五日から施行する。
2 改正後の第三条第十一項の規定は、この府令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設をいう。）から排出される汚泥又はばいじん、燃え殻若しくは汚泥を処分するために処理したものについては、平成十四年十一月三十日までの間は、適用しない。

附 則（平成一二年八月一四日総理府令第九四号）抄

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十二年一月十五日）から施行する。

定基準省令」という。第三条第十二項及び第十三項（ダイオキシン類に係る部分に限る。以下同じ。）の規定は、適用しない。

一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを行分に養生して固化する方法

二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に半つて生ずる汚泥について、重金属が溶出し

2 この府令は、平成十二年一月十五日から施行する。
（経過措置）

改正後の第三条第十一項の規定は、この府令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設をいう。）から排出される汚泥又はばいじん、燃え殻若しくは汚泥を処分するために処理したものについては、平成十四年十一月三十日までの間は、適用しない。

附 則（平成二年八月一四日総理府令第九四号）抄
1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年七月一一日環境省令第六号）抄
この省令は、平成十三年七月十五日から施行する。ただし、第二条（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一及び別表第二の改正規定を除く。）の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月三日環境省令第二号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。
(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた令別表第三の一〇の項に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに別措置法施行令別表第二第十三号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第十三号に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限り、以下この項において同じ。）及び平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事がされていた令別表第三の一〇の項に掲げる施設において生じたばいじん若しくは燃え殻又は当該施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥を処分するために処理したもの（当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。）については、次に掲げる方法により処分を行う限り、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下「判

二 ダイオキシン類に係る部分に限る。以下同じ。の規定は、適用しない。

一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを作り、養生して固化する方法

二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴つて生ずる汚泥について、重金属が溶出ししない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の九の項に掲げる施設において生じたばいじん及びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている令別表第三の四七の項に掲げる施設をする工場又は事業場において生じた汚泥(ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成十五年政令第五百十九号)第一条の規定による改正前のダイオキシン類対策特別措置法施行令表第二第一号から第十二号までに掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る)並びにこれらの廃棄物を処分するため処理したもの(当該処理したものが廃酸又は廃アルカリである場合を除く。)については、前項に掲げる方法により処分を行う限り、判定基準省令第三条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

附 則 (平成一五年一二月二十四日環境省令第三二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

第五条 削除
(経過措置)

については、次に掲げる方法により処分を行う限り、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）第三条第十三項の規定は、適用しない。

一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出し

ないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のジメノトヒキニルを含む。

十分が量のゼンジと填質に練り混せると
もに、適切に造粒し、又は成形したものを作

二 薬剤処理設備を用ひて十分な量の薬剤と均分に養生して固化する方法

質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に二三の工程を行ふ。

三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で 的に安定した状態にする方法

脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理こ

金属を沈殿させ、当該沈殿物及び膨水処理液に伴つて生ずる汚泥について、重金属が溶出し

ない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

附 則（平成一七年九月一三日環境省令
第一七号）

(施行期日) 第一七号抄

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

行
政
令
附
則
(平成一八年七月二六日環境省令)

(施行期日) 第二三号抄

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
行する。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なる前に付二点。

附 則（平成一八年一二月五日環境省
貝の適用についてなお従前の例による

この省令は、平成十九年四月一日から施行す
令第三六号)

三月二十二日 金曜日 晴
午後一時

附 則(平成二五年二月二日環境省令抄)

(施行期日) 二〇一九年六月一日

第一條 この省令は平成二十五年六月一日から施行する。

附 則（平成二七年一二月二十五日環境省
令第四二号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年三月十五日から施行する。

附 則（平成二八年六月二〇日環境省令
第一号）少

第一六号

別表第二（第二条関係）

一〇	ジクロロメタ	四塩化炭素	ジクロロエチレン	テトラクロロエチレン
一一	ジクロロエタ	一・二ミリグラム以下	一・二ジクロロエタン	検液一リットルにつき四塩化炭素〇・〇〇二ミリグラム以下
一二	ジクロロエチ	一・二ジクロロエチレン	一・二ジクロロエチレン	検液一リットルにつきジクロロエタン〇・〇二ミリグラム以下
一三	ジクロロエテ	一・二ジクロロエタ	一・二ジクロロエタ	検液一リットルにつきジクロロエチレン〇・〇一ミリグラム以下
一四	ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	検液一リットルにつきジクロロエチレン〇・〇一ミリグラム以下
一五	ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	検液一リットルにつきジクロロエチレン〇・〇一ミリグラム以下
一六	ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	検液一リットルにつきジクロロエチレン〇・〇一ミリグラム以下
一七	ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	検液一リットルにつきジクロロエチレン〇・〇一ミリグラム以下
一八	ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	検液一リットルにつきジクロロエチレン〇・〇一ミリグラム以下
一九	ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	検液一リットルにつきジクロロエチレン〇・〇一ミリグラム以下
二〇	ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	検液一リットルにつきジクロロエチレン〇・〇一ミリグラム以下
二一	ジオベンカル	一・二ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	検液一リットルにつきジクロロエチレン〇・〇一ミリグラム以下
二二	ベンゼン	一・二ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	検液一リットルにつきジクロロエチレン〇・〇一ミリグラム以下
二三	セレン又はその化合物	一・二ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	検液一リットルにつきジクロロエチレン〇・〇一ミリグラム以下
三四	令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	一・二ジクロロエテ	一・二ジクロロエテ	検液一リットルにつきジクロロエチレン〇・〇一ミリグラム以下

二〇	シマジン	試料一リットルにつきシマジン〇・〇三ミリグラム以下
二一	チオベンカルブ	試料一リットルにつきチオベンカルブ〇・二ミリグラム以下
二二	ベンゼン	試料一リットルにつきベンゼン〇・一ミリグラム以下
二三	セレン又はその化合物	試料一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下
二四	令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	試料一リットルにつき塩素化合物四ミリグラム以下
二五	銅又はその化合物	試料一リットルにつき銅十ミリグラム以下
二六	亜鉛又はその化合物	試料一リットルにつき亜鉛二十ミリグラム以下
二七	鉄化物	試料一リットルにつき鉄五ミリグラム以下
二八	ベリリウム又はその化合物	試料一リットルにつきベリリウム二・五ミリグラム以下
二九	クロム又はその化合物	試料一リットルにつきクロム二ミリグラム以下
三〇	ニッケル又はその化合物	試料一リットルにつきニッケル一・二ミリグラム以下
三一	バナジウム又はその化合物	試料一リットルにつきバナジウム一・五ミリグラム以下
三二	フェノール類	試料一リットルにつきフェノール二十ミリグラム以下
三三	一・四一一ジオキサン	試料一リットルにつき一・四一一ジオキサン〇・五ミリグラム以下

○一	九	八	七	六
汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第5の1〇の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したもの	汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第5の9の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したもの	汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第5の8の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したもの	汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第5の7の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したもの	燃え殻（国内において生じたものにあつては、令別表第4の5の項の第二欄に掲げる施設において生じたものに限る。）ばいじん（国内において生じたものについては、同項の第二欄又は第三欄に掲げる施設において生じたものに限る。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第5の6の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したもの
汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第5の1〇の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したもの	汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第5の9の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したもの	汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第5の8の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したもの	汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第5の7の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したもの	燃え殻（国内において生じたものにあつては、令別表第4の5の項の第二欄に掲げる施設において生じたものに限る。）ばいじん（国内において生じたものについては、同項の第二欄又は第三欄に掲げる施設において生じたものに限る。）又は汚泥（国内において生じたものに限る。）を処分するために処理したもの
エントラーロックシステム	トリクロレン	ポリエニル	シアソン化合物	硫酸素又は硫酸
エントラーロックシステム	トリクロレン	トリクロロエチル	トリクロロエチル	トリクロロエチル
エントラーロックシステム	リム	ラム	ラム	ラム
エントラーロックシステム	グレード	リミット	リミット	リミット
エントラーロックシステム	リム	リミット	リミット	リミット

		いて生じたものにあつては、令別表第五の二五の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)を処分するために処理したもの
備考	1	別表第五の備考1の規定は、この表の二五の項から二四の項までに掲げる基準について準用する。
	2	別表第五の備考2の規定は、この表の二五の項に掲げる基準について準用する。
	3	別表第一の備考3の規定は、この表の一の項に掲げる基準について準用する。